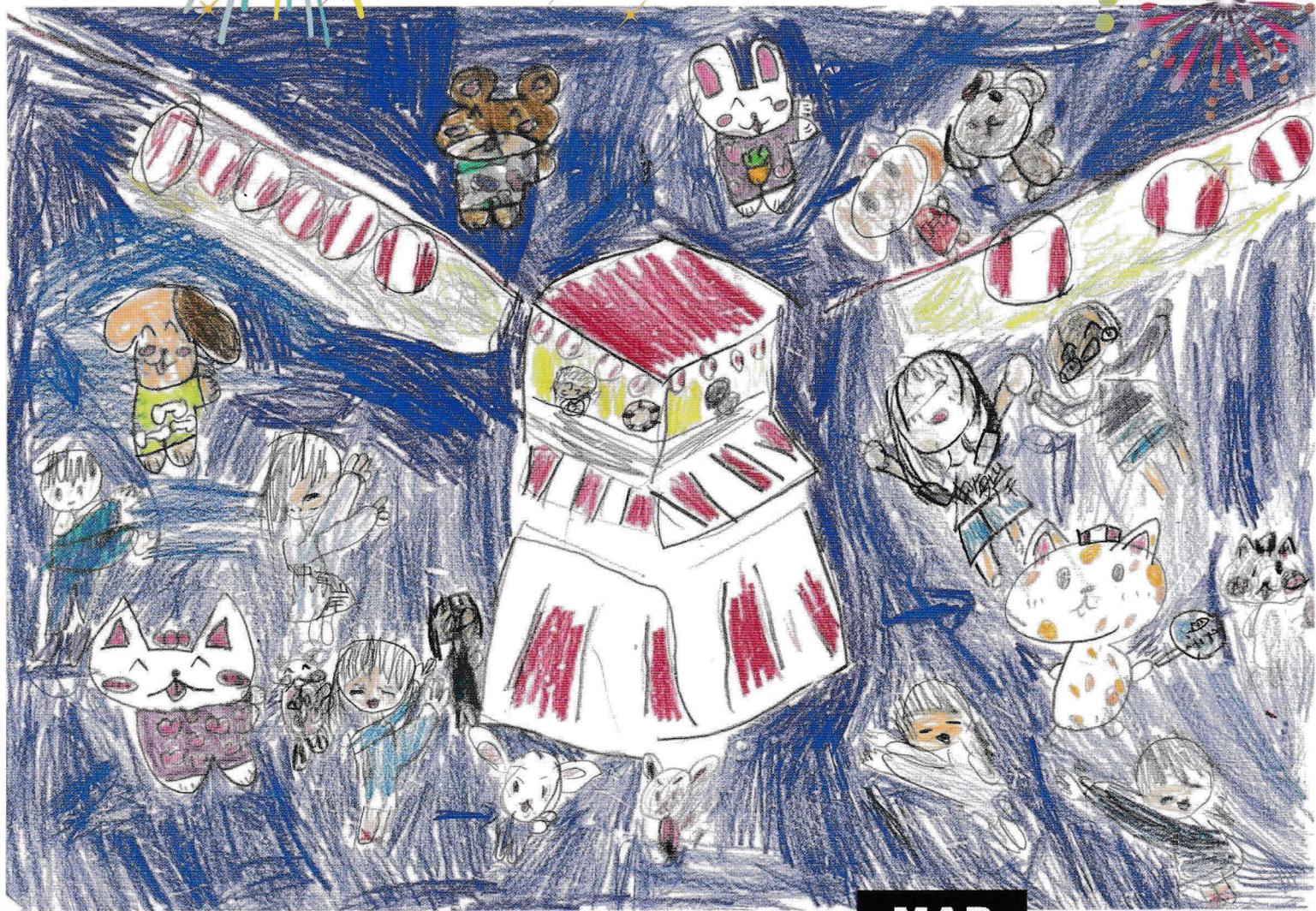


第42回 中海岸納涼盆踊り大会



日にち 8月24日(土)・25日(日)

時間 18:00~21:00(予定)

※雨天中止

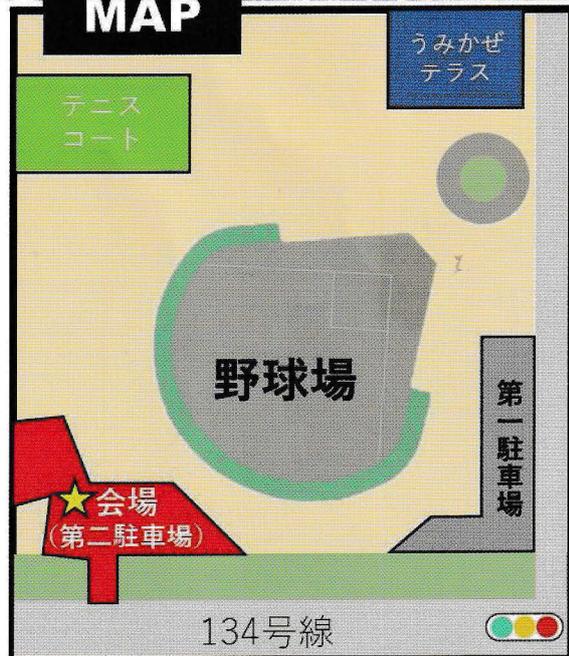
場所 茅ヶ崎公園 第二駐車場

《模擬店》

焼きそば、フランクフルト、
ソフトドリンク、酒類、かき氷、
子ども向けおもちゃ等々



MAP



盆踊りの練習会に来てね



8 / 8木, 10土 19時
18日, 22木 20時

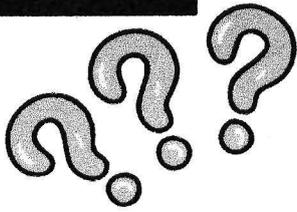
※事前申込み不要、自由参加

場所：中海岸自治会館 1F ホール

主催：中海岸自治会 盆踊り実行委員会

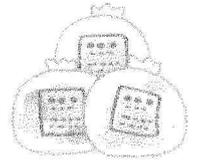


回覧



かん きょう し どう いん
環境指導員って
 知っていますか？

環境指導員とは、自治会長が推薦し、
 茅ヶ崎市長から委嘱された人です。(任期2年)
 中海岸自治会では13名が活動中です。



〈環境指導員の活動内容〉

- ごみ集積場所でのごみの分け方及び出し方の指導
 →随時巡回しています。
- ごみ集積場所の管理等に関する指導
 →集積場所の変更等、利用者からの相談に応じています。

担当理事:牧野信彦

共恵:金澤和代

中海岸1丁目:中村麻紀、戸矢きぬ子

中海岸2丁目:森智美、木下克郎

中海岸3丁目:今井有紀子、佐藤美智子、善波由紀子

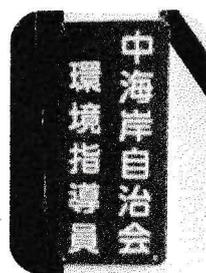
中海岸4丁目:佐藤礼子、古知屋千恵子、堀部洋子、光井美佐子



環境指導員は
 緑色の腕章を付け
 活動しています。

NEW

環境指導員宅に
 緑色のプレートを
 設置しています。



ごみや資源物についての疑問や、
 ごみ・資源物集積場所
 に関する相談等、
 環境指導員までご相談ください。
 ※まずは組長にご一報ください。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、
「環境指導員」の活動へのご理解と
ご協力をお願いいたします。



茅ヶ崎南地区「市民のつどい」の開催

日にち：令和6年9月7日(土)

時 間：13時30分～

場 所：高砂コミュニティセンター3階にて

「市民のつどい」は茅ヶ崎南地区の地域課題について地域の様々な団体・個人や行政が一堂に会して意見交換を行う話し合いの場です。

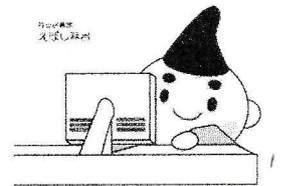
どなたでも自由に参加し意見交換ができますので、お気軽にご参加ください。

※意見交換の内容によっては、具体的な回答に至らないこともあります。その際には、改めて当協議会から市へ要望等を行い対応いたします。

～当日のプログラム～

第1部：行政からの説明(過去のテーマの進捗状況)

- (1) 令和5年度 茅ヶ崎駅南口駅前の環境悪化について



第2部：街づくり構想に関する意見交換

- (1) 防災・景観に関する課題
- ・電柱の地中化、看板の規制(ホノルル市との姉妹都市の観点から)
 - 鉄砲道歩道の高低差
- (2) 大型マンション建設に伴う公園の設置等に関する課題
- ・茅ヶ崎公園付近の公園設置の免除の改定、公園の日よけ設置
- (3) 意見交換

第3部：茅ヶ崎南地区をより住みやすくするための意見交換。

※参加者がお互いに意見交換をしましょう。

意見は個人的なことではなく茅ヶ崎南地区、または市全般に関する意見でも結構です。

※内容によっては行政のアドバイス又は考え方を示して頂きます。

※尚、ご意見は8月18日迄に高砂コミュニティセンター受付にご提出頂くか

下記アドレスにご投稿をお願い致します。内容によっては当日お答えできない場合があります。
後日、書面にてお答えさせていただきます。

【お問い合わせ先】

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会

住 所：茅ヶ崎市海岸一丁目2番42号

電 話：0467-57-0891

F A X：0467-57-0892

アドレス：takasunacomi@jcom.zaq.ne.jp

茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課地域自治担当

住 所：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話：0467-82-1111

F A X：0467-87-8118

アドレス：shiminnjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

いつも会うあの人に今日は声をかけてみよう
 こんにちは！



茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 「あいさつ運動」やっています！

茅ヶ崎南地区まちぢから協議会では、いざというときに多くの方たちが協力できるよう、人と人の繋がりを作ることを目標に、「あいさつ運動」に力をいれています。

さんぽの途中すれちがいざまに、顔を見合わせ互いにニコっとしながら、どちらからともなく「こんにちは」とあいさつを交わした経験はどなたにもあるのではないのでしょうか。

名前は分からなくても、散歩、ジョギング、通勤通学の途中、いつも会うあの人に、「こんにちは」と声をかけてみませんか。あいさつから始まるつながりが、いざというときの心丈夫につながるかもしれません。



お持ちください

日時：9月7日(土) 9時～12時30分の間

場所：高砂コミュニティセンター1階フリースペース

◆ご家庭で利用しない食品(生鮮品以外)をお持ちください

◆ご家庭で利用する食品(生鮮品以外)をお持ち帰りください

- ・お持ちいただくものは未使用の食品に限定させていただきます、賞味期限の確認をお願いします
- ・継続して開催できますようご協力ください
- ・9月7日の商品が少ない場合は9月8日は開催中止となります

お持ち帰りください

日時：9月8日(日) 9時～12時30分の間

場所：高砂コミュニティセンター1階フリースペース

茅ヶ崎南地区フードバンク委員会

コミセンで涼んでいけませんか？

厳しい暑さが続きます。外出途中、熱中症になる前に、一息つかれてコミセンで休憩されていけませんか。予防が大切です



花壇にポーチユラカ、 ペンタスを植えました

まだつぼみの株も多いのですが、暑さに負けず元気に咲いてほしいです。

満開に咲く日をお楽しみに！

8月の予定 (変更になる場合あり)

日にち	時間	イベント名	場所	内容等
2(金)	13:30～	社協 子供映画会	3F ホール	映画ドラえもん「のび太の宝島」 予約不要
6(火)	10:00～12:00	ぽっぽちゃんひろば	2F 和室	乳児親子のつどい お問い合わせ：中海岸保育園
16(金)	14:00～15:30	転倒予防教室	3F ホール	教室のお問い合わせ 市役所高齢福祉課

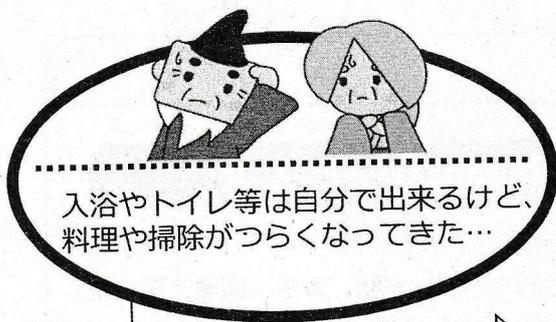
茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課 Tel0467-81-7163

休館日 (月曜が祝日の場合は、その翌日)

8月の休館日：8/5、8/13、8/19、8/26 9月の休館日：9/2、9/9、9/17、9/24、9/30



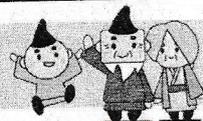
地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は自分で出来るけど、料理や掃除がづらくなってきた…

そんな方々を
サポートする仕事です

訪問型サービスA



介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々（要支援1・2）の日常生活をサポートする仕事です。

○業務内容

利用者のご自宅を訪問し、自立した日常生活を行えるよう、主に買い物、洗濯、掃除、料理などをサポートします。

○必要な資格

茅ヶ崎市が開催する「生活援助員研修」の修了者等

生活援助員として働きたい方は・・・

生活援助員研修

日程：【第1回】令和6年10月5日(土) 9:30-17:00
6日(日) 9:30-12:30

【第2回】令和6年12月7日(土) 9:30-17:00
8日(日) 9:30-12:30

・茅ヶ崎市役所 会議室

・受講料 無料

・16歳以上対象。各回30名程度



申込み方法は右記の二次元バーコードから専用フォームで受付

申込期間 第1回：8/1～8/30 第2回：8/1～10/31
※専用フォームからの申込みができない場合は、
070-1261-7738にお問い合わせください。



【申込み・問い合わせ先】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

TEL 070-1261-7738 E-mail info@chigasaki-kaigo.com

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、必ず地域包括支援センター等によるケアマネジメントが必要です。利用者の身体状況や生活環境に応じて自立した日常生活を送るために地域包括支援センターが作成したケアプランに沿ってサービスが提供されます。

※要介護1～5の方は利用できません。

訪問型サービス

国基準訪問型サービス

自宅にホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）や洗濯、掃除、調理等の支援（生活援助）等のサービスを提供します。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

週1回程度の利用		
1月あたり		1,259円
月1回から3回まで	1回あたり	287円
週2回程度の利用		
1月あたり		2,514円
月1回から7回まで	1回あたり	291円
週2回程度を超える利用（要支援2のみ）		
1月あたり		3,988円
月1回から11回まで	1回あたり	307円

上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。

訪問型サービス A

自宅に生活援助員（市の研修を終了した方）等が訪問し日常生活に必要な洗濯、掃除、調理、買い物等の支援（生活援助）のサービスを提供します。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

週1回程度の利用		
1月あたり		1,134円
月1回から3回まで	1回あたり	258円
週2回程度の利用		
1月あたり		2,262円
月1回から7回まで	1回あたり	263円

※指定訪問介護事業所が提供するサービスを利用する場合
上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。

通所型サービス

国基準通所型サービス

通所介護施設で日常生活上の支援や日常動作訓練、レクリエーション等を日帰りで行います。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

要支援1相当		
週1回程度	1月あたり	1,748円
月1回～3回まで	1回あたり	402円
要支援2相当		
週2回程度	1月あたり	3,583円
月1回～7回まで	1回あたり	413円

上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。

通所型サービス A

通所介護施設で日常生活上の支援やレクリエーション等を日帰りで行います。

●サービス費用のめやす（利用者負担が1割の場合）

要支援1相当		
月4回まで	1回あたり	245円
要支援2相当		
月8回まで	1回あたり	255円

※指定通所介護事業所が提供するサービスを利用する場合
上記のサービス費用のめやすについては、令和5年度時点のものであり、今後変更されます。